

改正

平成26年3月31日規則第9号

平成28年3月30日規則第34号

平成29年2月24日規則第1号

平成30年4月1日規則第23号

令和6年9月1日規則第25号

深谷市契約規則

深谷市契約規則（平成18年深谷市規則第69号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 一般競争入札（第2条—第16条）

第3章 指名競争入札（第17条・第18条）

第4章 随意契約（第19条—第22条）

第5章 せり売り（第23条）

第6章 契約の締結（第24条—第29条）

第7章 契約の履行の確保

第1節 契約の履行（第30条—第35条）

第2節 監督及び検査（第36条—第39条）

第8章 雑則（第40条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 市が行う売買、貸借、請負その他の契約について必要な事項は、法令又は他に特別の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 一般競争入札

（一般競争入札参加者の制限）

第2条 市長は、一般競争入札に参加しようとする者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者につ

いて3年以内において市長が定める期間、一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(一般競争入札参加者の資格)

第3条 市長は、令第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定め、一般競争入札に参加しようとする者の申請により、その者が当該資格を有するかどうか審査し、当該資格を有する者については、競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載するものとする。

2 一般競争入札に参加できる者は、資格者名簿に登載された者とする。ただし、財産の売払いその他の市長が特に認める契約に係る一般競争入札の場合は、この限りでない。

(入札公告)

第4条 令第167条の6第1項の規定による公告は、入札期日の前日から起算して10日前までに、次に掲げる事項を市役所前の掲示場への掲示その他の方法で行うものとする。ただし、急を要する場合においては、入札期日の前日から起算して5日前までとすることができる。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 入札及び開札の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札の無効に関する事項
- (7) 前各号に定めるもののほか、入札について必要な事項

(入札保証金)

第5条 令第167条の7第1項に規定する規則で定める入札保証金の額は、その入札に参加しようとする者の見積金額の100分の5以上の額（電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用した普通財産又は物品の売払いに係る一般競争入札の場合は、当該一般競争入札に係る予定価格の100分の10以上の額）とする。ただし、これにより難いと認められる場合の入札保証金の額は、その都度市長が定める額とする。

2 入札保証金は、入札の終了後、速やかにこれを還付する。ただし、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金がある場合は、これに充当するものとする。

(入札保証金に代える担保)

第6条 令第167条の7第2項に規定する市長が確実に認める担保は、次のとおりとする。

- (1) 政府の保証のある債券
- (2) 銀行等（銀行又は市長が確実に認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）をいう。以下同じ。）が発行した債券
- (3) 銀行等が振出し又は支払保証をした小切手
- (4) 銀行等が引受け、保証又は裏書をした手形
- (5) 銀行等に対する定期預金債権
- (6) 銀行等の保証
- (7) 電子情報処理組織を使用した普通財産又は物品の売払いに係る入札を行うシステムを管理する事業者の保証

2 令第167条の7第2項に規定する国債及び地方債並びに前項第1号に規定する政府の保証のある債券及び同項第2号に規定する銀行等が発行した債券は、無記名式とする。

3 入札保証金の納付に代えて担保として第1項第3号に規定する銀行等が振出し又は支払保証をした小切手を提供された場合において、契約締結前に当該小切手の提示期間が経過することとなるときは、市長は、会計管理者をして当該小切手の取立て及び当該取立てに係る現金の保管をさせ、又は当該小切手に代わる入札保証金の納付若しくは入札保証金の納付に代わる担保の提供を求めさせるものとする。

4 前項の規定は、入札保証金の納付に代えて担保として第1項第4号に規定する銀行等が引受け、保証又は裏書をした手形が提供された場合において、契約締結前に当該手形が満期となるときについて準用する。

5 入札保証金の納付に代えて担保として第1項第5号に規定する銀行等に対する定期預金債権が提供されたときは、市長は、当該定期預金債権に質権を設定させ、当該定期預金債権に係る証書及び当該定期預金債権に係る債務者である銀行等の承諾を証する確定日付のある書面を提出させるものとする。

（担保の価値）

第7条 令第167条の7第2項及び前条第1項各号に掲げる担保の価値は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国債、地方債、政府の保証のある債券及び銀行等が発行した債券 額面金額又は登録金額
（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格に相当する金額）

- (2) 銀行等が振出し又は支払保証をした小切手 小切手金額
 - (3) 銀行等が引受け、保証又は裏書をした手形 手形金額
 - (4) 銀行等に対する定期預金債権 当該定期預金債権に係る証書に記載された債権金額
 - (5) 銀行等の保証 その保証する金額
 - (6) 電子情報処理組織を使用した普通財産又は物品の売払いに係る入札を行うシステムを管理する事業者の保証 その保証する金額
- (入札保証金の納付の免除)

第8条 一般競争入札に付する場合において、次に掲げるときは、市長は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 資格者名簿に登載されている者で、過去2年間に国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人を含む。第29条において同じ。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上すべて誠実に履行したものについて、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 次条第1項に規定する予定価格が、50万円を超えないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、一般競争入札に参加しようとする者が特別の実績を有し、かつ、入札保証金の納付の必要がないと市長が認めるとき。

2 一般競争入札に参加しようとする者が、前項第1号に規定する場合において、入札保証金の納付を免除されたときは、同号に規定する入札保証保険契約に係る保険証券を市長に提出しなければならない。

(予定価格)

第9条 市長は、一般競争入札に付する場合には、当該一般競争入札に付する事項に関する図面、仕様書、設計書等によって予定価格を定めるものとする。

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合は、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。

4 市長は、予定価格を定めたときは、予定価格調書を作成し、封書にして開札の際、これを開札

場所に置くものとする。ただし、予定価格を事前に公表した場合は、この限りでない。

(最低制限価格)

第10条 一般競争入札に付する場合において、令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けるときは、市長が別に定める基準によるものとする。

(入札の手続)

第11条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札書に必要事項を記載し、記名押印の上封書にし、指定の日時まで指定の場所に入札保証金の預り証を添付して市長に提出しなければならない。

2 一般競争入札に付する場合において、郵便による入札を認めるときは、指定の日時までに入札書である旨を表示した書留郵便により入札書を提出することができる。

3 代理人をして一般競争入札に参加しようとする者は、入札前に委任状を市長に提出しなければならない。

(入札の延期等)

第11条の2 市長は、必要があると認めるときは、入札の執行を延期し、中止し、又は取り消すことができる。

(入札の無効)

第12条 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。ただし、落札者が決定した後にその事実が判明したときは、市長は、事情により当該入札を有効とすることができる。

- (1) 入札者の押印のない入札書によるもの
- (2) 金額の訂正をした入札書によるもの
- (3) 金額以外の記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書によるもの
- (4) 押印された印影が明らかでない入札書によるもの
- (5) 入札に参加する資格のない者がしたもの
- (6) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの
- (7) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたもの
- (8) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- (9) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- (10) 2通以上の入札書を提出した者がしたもの又は2人以上の者の代理をした者がしたもの
- (11) 明らかに連合によると認められるもの

(12) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反したもの

(電子情報処理組織による入札の特例)

第13条 前2条の規定にかかわらず、一般競争入札に付する契約のうち、市長が指定したものについては、電子情報処理組織を使用して入札することができる。

2 電子情報処理組織を使用して行う一般競争入札に係る手続その他必要事項については、市長が別に定めるものとする。

(再度公告入札の公告期間)

第14条 市長は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、更に一般競争入札に付そうとするときは、第4条ただし書の規定にかかわらず、同条の入札の公告は、入札期日の前日から起算して3日前までとすることができる。

(落札の通知)

第15条 市長は、一般競争入札に付した場合において、落札者を決定したときは、口頭又は書面をもってその旨を当該入札者に通知するものとする。

(落札者の権利譲渡の禁止)

第16条 落札者は、その権利を他に譲渡してはならない。

第3章 指名競争入札

(入札者の指名)

第17条 指名競争入札に付する場合においては、当該入札に参加させようとする者を5人以上指名しなければならない。ただし、特別な理由によりこれにより難いときは、この限りでない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第18条 第2条、第3条、第5条から第13条まで、第15条及び第16条の規定は、指名競争入札について準用する。

第4章 随意契約

(随意契約によることができる予定価格)

第19条 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 1,300,000円
- (2) 財産の買入れ 800,000円
- (3) 物件の借入れ 400,000円
- (4) 財産の売払い 300,000円

(5) 物件の貸付け 300,000円

(6) 前各号に掲げるもの以外のもの 500,000円

(見積書の徴取)

第20条 随意契約を行う場合においては、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 予定価格が10万円未満の契約をするとき。

(2) 動物、機械、商工見本品、美術品等で他に求め難い特殊な物件を購入するとき。

(3) 契約内容の特殊性又は特別な理由により、契約の相手方が特定されるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、見積書の徴取を省略することができる。

(1) 郵便切手、郵便葉書、収入印紙その他見積書を徴することが適当でないものを購入するとき。

(2) あらかじめ締結した単価契約、協定等に基づく契約をするとき。

(3) 非常時、災害時等において、緊急を要するとき。

(随意契約の手続)

第21条 令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する規則で定める手続は、次のとおりとする。

(1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。

(2) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法、選定基準等を公表すること。

(3) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約金額、契約の相手方とした理由等を公表すること。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第22条 第2条、第9条（第4項を除く。）及び第15条の規定は、随意契約について準用する。この場合において、第15条中「落札者」とあるのは「契約の相手方となるべき者」と読み替えるものとする。

第5章 せり売り

(一般競争入札に関する規定の準用)

第23条 第2条、第4条から第8条まで、第9条（第4項を除く。）及び第15条の規定は、せり売りについて準用する。

第6章 契約の締結

(契約の締結)

第24条 落札者（随意契約にあつては、契約の相手方となるべき者）は、第15条（第18条、第22条及び前条において準用する場合を含む。）の通知を受けた日（議会の議決に付すべき契約にあつては、第27条第2項に規定する通知を受けた日）から起算して7日以内に契約を締結するとともに、契約保証金を納付しなければならない。ただし、議会の議決を必要とするときその他特別の理由があると市長が認めるときは、期限を延長することができる。

(契約書の作成)

第25条 市長は、契約の相手方を決定したときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成するものとする。ただし、契約の性質、目的等により該当のない事項については、その記載を省略することができる。

- (1) 契約の当事者
- (2) 契約の目的
- (3) 契約金額
- (4) 契約の履行の方法、期限又は期間及び場所
- (5) 契約保証金
- (6) 契約金の支払時期及び支払方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他の債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他損害金
- (9) 危険負担
- (10) 契約不適合責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) その他必要な事項

(契約書の省略)

第26条 前条の規定にかかわらず、市長は、次のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約の内容が軽微であり、かつ、その履行の確保が容易と認められるもので、その契約金額が第19条各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額を超えないとき。
- (2) 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納入してその物品を引き取るとき。
- (3) 災害の発生により緊急に契約を締結する必要があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に契約書を作成する必要がないと市長が認めるとき。

- 2 市長は、前項第1号に該当することにより契約書の作成を省略する場合は、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずるものを徴するものとする。ただし、需用費、委託料及び備品購入費に係る契約で、1件の金額が10万円未満のものについては、この限りでない。

(仮契約)

第27条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号及び第8号の規定により議会の議決を必要とする契約については、議会の議決を得たときに本契約を締結する旨を記載した仮契約書を作成するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、議会の議決を得たときは、速やかにその旨を契約の相手方に通知するものとする。

(契約保証金)

第28条 令第167条の16第1項に規定する規則で定める契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額（電子情報処理組織を使用した普通財産又は物品の売払いに係る入札の場合は、当該入札に係る予定価格の100分の10以上の額）とする。ただし、これにより難いと認められる場合の契約保証金の額は、その都度市長が定める額とする。

- 2 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行した後、直ちにこれを還付する。ただし、普通財産又は物品の売払いに係る契約であって、当該契約の相手方が契約保証金を納付しているときは、当該相手方の申出により当該契約保証金を売払代金に充当することができる。
- 3 契約の変更により契約金額が減少した場合において、契約の相手方から請求があったときは、当該減少額に当該契約に係る契約保証金の率を乗じて得た額を還付することができる。
- 4 第6条の規定は契約保証金に代える担保について、第7条の規定は契約保証金に代えて提供させる担保の価値について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第1項第6号中「銀行等」とあるのは、「銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社」と読み替えるものとする。

(契約保証金の納付の免除)

第29条 市長は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣の指定する金融機関と工事

履行保証契約を締結したとき。

- (3) 資格者名簿に登載されている者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上すべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 普通財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が直ちに納付されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が130万円未満であるとき。
- (7) 国、地方公共団体その他公共団体と契約を締結するとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が認めるとき。

第7章 契約の履行の確保

第1節 契約の履行

(権利義務の譲渡等の禁止)

第30条 契約者は、契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(契約の変更)

第31条 市長は、やむを得ない事由があると認めるときは、契約を変更することができる。

- 2 契約を変更したため、金額の増減その他の変更が生じたときは、契約の相手方と協議して定めるものとする。
- 3 市長は、災害その他のやむを得ない理由により、契約の相手方が、期限までに契約の履行を完了しないと認めるときは、これを延長することができる。この場合において、市長は、契約の履行期限までに契約の延期願を提出させ、その延期日数について、契約の相手方と協議して定めるものとする。

(契約の解除)

第32条 市長は、契約の相手方が、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 履行期限までに契約を履行しないとき又は契約の履行を完了する見込みがないとき。
- (2) 契約の締結又は履行に当たり、不正の行為があったとき。
- (3) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者となったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合を除くほか、契約に違反したとき。

- 2 契約の相手方は、市長が契約に違反したことにより契約を履行することが不可能となったときは、契約を解除することができる。

(契約解除による出来高部分の精算)

第33条 市長は、契約が解除された場合において、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入れその他の契約に係る既納部分で法第234条の2第1項の規定による検査に合格したものがあるときは、契約の相手方と協議の上これを市の所有とし、これに相当する代価を支払うものとする。

(前金払)

第34条 市長は、契約の相手方が公共工事の前払金保証事業に関する法律第3条の登録を受けた保証事業会社の保証に係る工事（同法第2条第1項に規定する公共工事に限る。）に要する経費については、市長が別に定めるところにより前金払をすることができる。

(部分払)

第35条 市長は、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入れその他の契約に係る既納部分について、完成又は完納の前に契約金額の一部分を支払う必要があるときは、工事又は製造その他についての請負契約にあつては既済部分に相当する代価の10分の9以内の額を、物件の買入れその他の契約にあつては既納部分に相当する代価の全額を、それぞれ支払うことができる。ただし、性質により可分の工事又は製造その他についての請負契約に係る既済部分については、これに相当する代価の金額を支払うことができる。

- 2 前金払をしている場合における部分払の額は、前項の規定による部分払の額から前払金に既済部分又は既納部分に相当する代価の契約金額に対する割合を乗じて得た額を差し引いた額とする。

第2節 監督及び検査

(監督職員の一般的職務)

第36条 法第234条の2第1項の規定により監督をする職員（以下「監督職員」という。）は、契約の相手方が作成した契約の履行に必要な書類を審査して承認をしなければならない。

- 2 監督職員は、必要に応じ、立会い、工事の管理、工事、製造等に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督し、契約の相手方に必要な指示を行うものとする。

(検査職員の一般的職務)

第37条 法第234条の2第1項の規定により検査をする職員（次条において「検査職員」という。）は、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、検査を行うものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該契約に係る監督職員の立会いを求めるものとする。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第38条 検査職員の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督職員の職務と兼ねることができない。

(監督又は検査を委託して行った場合の確認)

第39条 令第167条の15第4項の規定により市の職員以外の者が委託を受けて監督又は検査を行ったときは、当該委託を受けた者は、当該監督又は検査の結果を記載した書面を市長に提出しなければならない。

第8章 雑則

(その他)

第40条 この規則に定めるもののほか、市が行う売買、貸借、請負その他の契約に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(深谷市工事執行規則の廃止)

2 深谷市工事執行規則（平成18年深谷市規則第149号）は、廃止する。

附 則（平成26年3月31日規則第9号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第34号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月24日規則第1号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年9月1日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。